

福岡市成年後見推進センターだより Vol. 15

令和8年2月1日発行

～福岡市成年後見推進センターは、「相談」「広報・啓発」「後見人支援」「後見人候補者の調整」の4つの柱を基に、市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています～

任意後見制度にかかる費用は？～任意後見制度のよくある質問 Part.2～

今回は、推進センターに多く寄せられる任意後見制度に関する質問を紹介します！



相談者（本人）

Q：私は5年前に夫を亡くし、福岡市内で1人で生活している79歳です。判断能力や身体的には問題ありませんが、今後の自宅の管理や金銭管理に不安があり、地域包括支援センターに相談して、「任意後見制度」について知りました。東京在住の息子2人が、定期的に来福し、困ったことがあれば、相談にも乗ってくれます。息子達と手続きを進めていきたいのですが、制度利用にかかる費用や報酬について教えて下さい。

A：任意後見制度の概要については、「福岡市成年後見推進センターだより Vol.13」をご参照ください。ここからは、手続きにかかる費用、報酬について説明します。

①任意後見契約時：15,000円～20,000円程度です。

※受任者1人と任意後見契約を行った場合の費用で任意後見契約と関連する契約（★）を追加で契約する場合や、複数人と契約を結ぶ場合は、別途費用がかかります。

②本人の判断能力が低下し、任意後見監督人の選任を行う時：15,000円～20,000円程度で、申立人が負担します。

（★）任意後見契約と関連する契約として、財産管理等委任契約や死後事務委任契約等があります。契約の詳細については、成年後見推進センターパンフレットP.6をご参照ください。

③任意後見人への報酬額：契約書作成時に決めます。

任意後見監督人への報酬額：本人の資産等を考慮して家庭裁判所が決定します。



推进センター

成年後見相談会（予約制）※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。

1件につき45分、先着順にてご予約を受け付けます（無料）。予約状況についてはお問い合わせ下さい。

会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

■令和8年2月開催

日時：2月10日（火）13:00～16:00

相談員：弁護士

日時：2月24日（火）13:00～16:00

相談員：社会福祉士

■令和8年3月開催

日時：3月10日（火）13:00～16:00

相談員：司法書士



問い合わせ先

福岡市成年後見推進センター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL：092-753-6450 FAX：092-734-2010

開所日：火曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

